

一斉検診の具体化を

水俣病支援
の県民会議

知事に善処を要望

水俣病訴訟支援・公害をなくす
の県民会議の馬場昇、上妻四郎氏
ら代表幹事は、三十日沢田知事に
水俣病の一斉検診や認定基準につ

いて、県民会議の考え方を示すとともにつぎの点を要望した。

- ① 一斉検診をすみやかに具体化し、その内容を明らかにすること。
- ② また一斉検診とともに長期にわたって追跡調査すること
- ③ 認定基準は、疑わしきは認定するとの方針に基づき、また申請から認定まで一カ月程度で処理すること
- ④ 治療、研究のためのセンターを設け、研究の中心となること
- ⑤ 要注意者にも患者手帳を発行し、医療を無料化すること
- ⑥ 生活困窮患者には一世帯二十万円を貸し付けること
- ⑦ 不知火海を浄化するため、継続的な環境調

査を行なうこと。

沢田知事はこれに対し「一斉検診は実施する。認定に当たっては環境庁の方針に基づいて前向きで対処する。水俣病患者を含む福祉センターを建設する。貸し付け金

については、実態を調査したうえで検討する。不知火海の浄化のため、現在、熊本大学の協力を求め、調査している」と答え、いずれも要望に沿って努力する姿勢を示した。